



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年11月4日水曜日 第2114号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

特定鳥獣に係る捕獲等を行うことができる区域の指定.....	971
医療機関の指定.....	971
指定医療機関の廃止の届出.....	972
指定医療機関の辞退.....	972
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	972
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	972
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	972
指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....	973
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	973
土地改良事業の工事の完了（2件）.....	973
保安林予定森林にする旨の通知（2件）.....	973
解除予定保安林.....	975
建設業者の営業の停止命令.....	975
市営土地改良事業の施行の同意.....	975

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1338号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定する。

平成21年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	存続期間	捕獲等を行うことができる特定鳥獣の種類
四国中央市内の天堤山休猟区の全域	平成21年11月1日から平成24年10月31日まで	イノシシ
四国中央市内の浦山休猟区の全域	同上	同上
新居浜市内の三の森休猟区の全域	同上	同上
西条市内の氷見・中野休猟区の全域	同上	同上
西条市内の湯浪休猟区の全域	同上	同上
西条市内の来見休猟区の全域	同上	同上
今治市内の伊方休猟区の全域	同上	同上
今治市内の上浦南休猟区の全域	同上	同上
松山市内の神和休猟区の全域	同上	同上

伊予市市内の稲荷休猟区の全域	同上	同上
伊予郡砥部町市内の神の森休猟区の全域	同上	同上
上浮穴郡久万高原町市内の畑野川休猟区の全域	同上	同上
上浮穴郡久万高原町市内の菅生休猟区の全域	同上	同上
上浮穴郡久万高原町市内の石墨休猟区の全域	同上	同上
喜多郡内子町市内の五百木大瀬休猟区の全域	同上	同上
大洲市市内の北平休猟区の全域	同上	同上
大洲市市内の秋葉山休猟区の全域	同上	同上
八幡浜市内の八幡浜休猟区の全域	同上	同上
西予市市内の卯之町・依津休猟区の全域	同上	同上
西予市市内の惣川休猟区の全域	同上	同上
西予市市内のかぶとが森休猟区の全域	同上	同上
北宇和郡鬼北町市内の鍵山休猟区の全域	同上	イノシシ、ニホンジカ
南宇和郡愛南町市内の僧都休猟区の全域	同上	同上

#### ○愛媛県告示第1339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成21年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指 定 年 月 日
かいはらクリニック	買原彰彦	今治市南高下町三丁目2-8	平成21年10月1日
開明眼科	西岡慎人	西予市宇和町卯之町五丁目252	平成21年10月1日
ひめ薬局中曽根店	株式会社レフピック	四国中央市中曽根町365番地1	平成21年10月1日
千葉薬局	株式会社千葉薬局	新居浜市東田二丁目甲1841番地の1	平成21年10月1日

○愛媛県告示第1340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
梶原医院	医療法人梶原医院	伊予市双海町上灘甲5783番地	平成20年10月31日
さかろく調剤薬局	株式会社日本サンメディックス	八幡浜市向灘字高城229-40	平成21年8月31日

○愛媛県告示第1341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成21年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	辞退 年月日
白石歯科医院	白石裕紀	今治市米屋町二丁目2-10	平成21年10月1日

○愛媛県告示第1342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成21年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
合同会社キャロル	新居浜市松神子3-8-63	キャロル介護支援サービス	新居浜市松神子3-8-63	平成21年9月4日
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	居宅介護支援事業所若水館	新居浜市若水町一丁目9番13号	平成21年10月1日
有限会社デイサービスセンターふれんど	新居浜市秋生2896番地2	指定居宅介護支援事業所ふれんど	新居浜市秋生2896番地2	平成21年10月1日

○愛媛県告示第1343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成21年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社ナイスデイ	上浮穴郡久万高原町直瀬甲3974-6	デイサービスセンター直瀬	上浮穴郡久万高原町直瀬甲3974-6	平成21年7月1日
西宇和農業協同組合	八幡浜市江戸岡一丁目12番10号	西宇和農業協同組合	八幡浜市江戸岡一丁目12番10号	平成21年8月1日
社会福祉法人今治福祉施設協会	今治市南宝来町一丁目9番地8	デイサービスセンター泉荘	今治市新谷甲1884番地の1	平成21年9月1日
社会福祉法人まこと	四国中央市豊岡町大町字東原2786番地2	ショートステイしあわせの家	四国中央市豊岡町大町字東原2786番地2	平成21年9月24日

○愛媛県告示第1344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
亀岡眞利子	伊予市下吾川380 - 64	亀岡薬局	伊予市下吾川380 - 64	平成21年3月31日

○愛媛県告示第1345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成21年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
亀岡眞利子	伊予市下吾川380 - 64	亀岡薬局	伊予市下吾川380 - 64	平成21年3月31日

○愛媛県告示第1346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、喜多郡内子町立山地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ほ場整備事業・上立山地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成21年11月5日から12月3日まで
- 縦覧場所  
内子町役場

○愛媛県告示第1347号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	上立山地区	平成19年3月25日
農業用道路整備事業	上立山地区	平成21年3月25日

○愛媛県告示第1348号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
担い手育成畑地帯総合整備事業	川上地区	平成20年3月24日

○愛媛県告示第1349号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 保安林予定森林の所在場所  
東温市井内字カキヤマ乙377の11、乙377の12、字ゴボサコ乙400の1、乙400の3、字惣林甲1923、甲1924の1、甲1929、字牛房坂甲1925
  - 指定の目的  
水源のかん養
  - 指定施策要件  
ア 立木の伐採の方法  
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ゴボサコ乙400の1・乙400の3・字惣林甲1923・甲1924の1・字牛房坂甲1925（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 保安林予定森林の所在場所  
東温市下林字タテワリ丙186の3、丙187の1、丙187の2、丙188、丙190、丙192の1、丙192の2、丙193の1から丙193の5まで、丙195の1、丙196の2、丙196の6、丙196の18
- 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字タテワリ丙186の3・丙187の1・丙187の2・丙188・丙192の1・丙193の1・丙193の2・丙195の1・丙196の6・丙196の18(以上10筆について、次の図に示す部分に限る。)、丙196の2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予市上唐川字西八ダ甲406、字向ヒ甲407、字突鼻乙641、乙642の1、乙643、乙645の1、乙647、乙661の1、乙663の3、乙663の4、乙663の7

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予郡砥部町七折72、74の2、1094、1099、1100

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。)



○愛媛県告示第1350号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

宇和島市津島町御内1503

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

津島町御内1503(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町露峰乙1345の1、乙1346の7

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

露峰乙1345の1・乙1346の7(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡松野町大字目黒1702、1703

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

目黒1702・1703(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予市上唐川字陰浦乙312の1、乙312の3、乙312の5、乙315の1、乙315の2、乙316

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1351号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法

律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

新居浜市大永山字須領スズ尾344の1(次の図に示す部分に限る。)、344の97

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁並びに新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1352号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成21年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許 可 日 月 年	商 号 又 是 名 称	代表者氏名	主たる営業所 所在地	営業の停止を命じた年月日	営業の停止を命じた建設業の種類	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
(特-18) 第012083号	平成18年 11月17日	有限会社 大成工業	佐々木雅志	八幡浜市古町二丁目3番26号	平成21年 10月27日	土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 塗装工事業	平成21年11月4日から平成21年11月18日まで (15日間)	有限会社大成工業は、本県土木部発注の法面保護工事において、受注価格の低落防止を図るため、別の業者と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであり、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反するものとして、平成16年11月12日に公正取引委員会から勧告を受けたが、応諾を拒否した。これにより審判手続が開始されたが、平成19年12月18日をもって審判手続が終結し、平成21年6月30日、同委員会により排除措置を命じる審決がなされたが、同社が審決の日から30日以内に取消しの訴えを提起しなかったため、審決が確定した。
(般・特-19) 第008210号	平成19年 9月28日	御荘造園 開発株式会社	松田 勇	南宇和郡愛南町城辺甲203番地2	平成21年 10月27日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 管工事業 造園工事業 水道施設工事業	平成21年11月4日から平成21年11月18日まで (15日間)	御荘造園開発株式会社は、本県土木部発注の法面保護工事において、受注価格の低落防止を図るため、別の業者と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであり、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反するものとして、平成16年11月12日に公正取引委員会から勧告を受けたが、応諾を拒否した。これにより審判手続が開始されたが、平成19年12月18日をもって審判手続が終結し、平成21年6月30日、同委員会により排除措置を命じる審決がなされたが、同社が審決の日から30日以内に取消しの訴えを提起しなかったため、審決が確定した。

○愛媛県告示第1353号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、新居浜市から協議のあった市営土地改良事業(ため池等整備事業・柳谷上地区)の施行に平成21年10月23日同意した。

平成21年11月4日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志